

# 社会保障改革案(抄)

## Ⅲ 社会保障・税一体改革の基本的姿

### 1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

#### (4) 消費税率の段階的引上げ

上記(1)～(3)及び改革後の社会保障費用の推計を踏まえ、社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2015年度までに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する。

## V 社会保障・税一体改革のスケジュール

社会保障改革については、税制抜本改革の実施と併せ、別紙1に示された工程表に従い、各分野において遅滞なく順次その実施を図る。

税制抜本改革については、経済動向等を踏まえつつ遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するため、平成21年度税制改正法附則104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる。

上記のスケジュールに基づき、国民の理解と協力を得ながら社会保障と税制の改革を一体的に進める。